

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第21号

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年茅ヶ崎市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

別表第4常時介護を要する状態の項中「172,550円」を「177,950円」に、「77,890円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86,280円」を「88,980円」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。